FOCUS

ドネシア社会労 簡単反うの対局制 3 自みにつ 可切た K 記分に

国際協力機構インドネシア共和国労働政策アドバイザー 勝田

貧富の格差は大きく、

国民の間には、



ている。 さらに強化されるものと期待が高まっ 日本とインドネシアの経済的な関係が 経済ミッションの来訪も相次いでおり、 済成長が著しいインドネシア経済だが にかけて、都道府県知事を団長とする 一九九八年の政治の民主化以降、 経

ことが多くなっている。昨年から今年 ラム人口を有する国として注目される は、域内最大の人口、世界最大のイス バイザーとして勤務するインドネシア 行政法人国際協力機構の労働政策アド けられており、その中でも筆者が独立

1 好

四%台の成長を維持する等順調に推移 の成長を続けており、リーマン・ショッ 働市場に参入するという豊富な労働力 スで、毎年二〇〇万人以上が新規に労 る政治的な安定とともに、人口ボーナ してきた。この背景には、民主化によ クの影響があった二○○九年でさえも ○年ほど、ほぼ毎年五%から六%台 インドネシアの経済成長率は、この 小しない格差

> マレーシア、フィリピンと比べても高 働者の六割から七割で推移し、タイ、 フォーマルセクターでの就業者は全労 るとはいえ、インドネシアのイン

い状況となっている。さらに、フォー

ている。 ディーさんさえブラックベリーを持っ になり、露天の店員やゴルフ場のキャ も、携帯電話を持つことは当然のよう かっている。自宅に固定電話がなくと それ以下の層はオートバイの保有に向 ミニバンへの需要に結びついているし 族で乗ることができるワンボックス、 ある中間層は四輪乗用車、とくに大家 み、雇用機会が増加した。拡大しつつ とする内需が外国からの投資を呼び込 このような状況の中で、消費を中心 ジャカルタ市内には大型

況や、それぞれの施策の概要さらには 今後のインドネシア社会労働政策の課 行ったインドネシアの経済、社会の状 度の導入といった施策が講じられた。 派遣・請負規制の強化、国民皆保険制 ほどの間に、最低賃金の大幅引き上げ ている。これを背景として、この二年 縮小に向けた施策への要求も強くなっ 経済成長の果実の配分を求め、格差の 本稿では、このような政策対応を

題について述べたいと思う。

調な経済成長と

ることができず、徐々に改善しつつあ 働市場への新規参入者を十分に吸収す 造業を中心とする雇用機会の増加も労

の供給も大いに寄与してきた。

大幅引き上 (両者は同格)

二〇一三年最低 賃 金

2

うになった。

府に対して、

様々な要求が出されるよ

昇し続け、労働組合や国民からは、政 シアでは、このところ、ジニ係数も上 きた。このような状況の下、インドネ といった外部労働力への依存が続いて 非常に厳しいこともあり、派遣、請負 いても、有期雇用契約や解雇の規制が マルセクターで働いている労働者につ

方の賃金協議会の審議を経て、日本の 村に相当する県・市 都道府県に相当する州とその下の市 部が地域最賃と産業別最賃を設定 インドネシアの最低賃金は中央、 0) 地

観を大きく変えるとともに、悪名高 ショッピングモールも林立し、 せている。 ジャカルタの交通渋滞をさらに悪化さ 街の景

資先として、

アセアンの各国に目が向

このところ、日本では中国以外の投

ンドネシアの賃金は、タイ、 相まって、今世紀にはいってからのイ の影響による為替レートの大幅下落 力と、一九九七年のアジア通貨危機等 る若い人口構造による労働力の供給圧 一方、生産年齢人口が急速に増加す 中国より

も低い状況で推移してきた。また、製

労働者に適用されるべき金額とされ、 ている。 ては、工業団地や高速道路の封鎖と 庁舎前の集会、座り込み、場合によっ 方でも、デモ隊による中央、地方政府 労働組合の運動は激しく、中央でも地 ている。このため、最低賃金改定時の 賃金改定が賃金交渉の主要部分となっ のと解釈されている。しかし、現実に それより高い賃金が支給されるべきも 勤続一年以上の労働者は当然のごとく いった動きさえある。 という状況であり、労使にとって最低 イコール製造ラインの労働者の基本給 金とほぼ同額となっており、最低賃金 の三分の二程度、女性労働者の平均賃 最低賃金は男性労働者の平均賃金 最低賃金は就職後一年以内の

都バンコクを上回ることとなった(二 首都ジャカルタの最低賃金はタイの首 となり、これにより、インドネシアの の最低賃金は、月額約一五三万ルピア までは対象品目は四六品目だったが、 決定している。二〇一二年の最低賃金 の価格調査を行い、その合計額により 量が決定され、地方毎に、個々の品目 の上、独身男性の生活に必要な品目と ある。これは、中央の賃金協議会審議 から二二○万ルピアへ約四○%の急増 これを受けて、首都ジャカルタ特別州 HL金額が急上昇することとなった。 正生活費(KHL)といわれるもので て、もっとも重視されているのは、適 二〇一三年最低賃金の改定にあたり、 四品目追加され六○品目となり、K このような最低賃金の設定に当たっ 四年三月現在一万インドネシアル

このような大幅引き上げの結果、労

行った州もあり、地域間の格差は拡大行った州もあり、地域間の格差は拡大と幅に下回る水準での最低賃金改定を業も数多く出た。一方で、一部の州で業も数多く出た。一方で、一部の州で、ま律で認められている最来すとして、法律で認められている最来すとして、法律で認められている最来すとして、法律で認められている最来すとして、法律で認められている最来すという。

を強調した結果、ジャカルタ周辺では 周辺の県・市では、ほぼジャカルタの を下回っていた地域については、大き を方針として掲げたので、KHL水準 働集約産業への影響、貿易赤字拡大へ というケースが散見されている(1)。 年初でも決まらず、二月段階で審議中 産業別最賃が発行の目標とされてきた にKHLを上回る場合の労使間の協議 広域的な均衡も図られつつある。さら 最低賃金額並に改定されることとなり、 ルの最低賃金を定めているジャカルタ の縮小に繋がった。また、県・市レベ めの引き上げ幅となり、全国的な格差 の懸念もあり、労働組合側からのKH で、政府は最低賃金のKHL水準達成 ○%程度の引き上げに留まった。一方 万ルピアから約二四四万ルピアへ一 なったジャカルタ特別州も月額二二○ た。このため、前年に大幅引き上げと L対象品目追加要求は認められなかっ 二〇一四年の改定では、政府内で労

派遣・請負規制の強化

3

働事務所の許可を要する等非常に厳し解雇理由が限定的かつ手続き的にも労インドネシア労働法の解雇規制は、

いものである。加えて、解雇手当は高額、かつ、有責解雇の場合でも支払いており、原則として恒久的な業務につており、原則として恒久的な業務につており、原則として恒久的な業務につており、原則として恒久的な業務につのため、多くの企業において、業務の繁閑に対応する場合を含め、派遣やのが、がである。加えて、解雇手当は高

判決が出た。 ではないとの疎明に基づいて広範に派 業の補助業務、労働者輸送が列挙され されており、中核業務ではないものと 制があり、各企業は、その中核業務に れ、二〇一二年一月労働組合側勝訴の るとして憲法裁判所への訴訟が提起さ て、労働組合側から、労働法に違反す 外国企業も利用していた。これに対し 派遣先、請負発注会社からの中核業務 ていたが、これ以外の業務についても して、清掃、給食、警備、鉱業・石油 は派遣、請負を利用してはならないと ア労働法では、派遣、請負に関する規 二〇〇三年に制定されたインドネシ 請負が行われ、多くの国営企業や

出された。 出された。 出された。 出された。 出された。 は制の検討が行われ、二〇一二年一一 に新しい派遣請負規制の大臣令が発 規制の検討が行われ、二〇一二年一一

用の承継、違法請負の場合の直接雇用的承継、違法請負の場合の直接雇用規定された。さらに、従前からの規制は業界団体で定め、届け出ること等があると、請負利用が許されない中核業も含めると、派遣先変更時における雇

けられている。 労働者の適正労働条件確認等が義務づ化、請負契約の事前届け出、派遣請負

○ 二○一三年一一月に完全適用となった。
○ 二○一三年一一月に完全適用となった。
○ 一三年一一月に完全適用となった。
として憲法裁判所への訴訟を起こしてとして憲法裁判所への訴訟を起こしてとして憲法裁判所への訴訟を起こしてとして憲法裁判所への訴訟を起こしてとして憲法裁判所への訴訟を起こしている。また、労働側は、多くの国営企業での請負利用中止と請負労働者の正社員化を求め、労使間や議会での闘争を展開している。さらに、地方での施を展開している。さらに、地方での施を展開している。さらに、地方の権の結果が、一年間が、公布即日施行だったが、一年間の移行期間が置かれた。



険に加入する実益がなかった。約四分

れる。開に注目する必要があるものと考えらずいったことを踏まえると、今後の展

国民皆保険制度の導入

4

これまでのインドネシアの医療保険皆保険制度のスタートだった。もっとも注目されたニュースは、国民もっとのでは、国民の一四年元旦、インドネシアで

象)(一九・六%)があったが、残りの によって保障されていた。インフォー それと同等以上の民間医療保険(一・ 以下同じ)はそれぞれの保険制度で手 年時点で家族を含め全国民の七・五% 登録を持たない(2)自営業者等は、 体所管の制度は域内の診療所、病院で ないかと推測される。また、地方自治 適用が十分行われていなかったのでは ターの割合を考えると、これまでの医 割から四割と言われるフォーマルセク 割以下となっており、労働力人口の三 クター従事者とその家族は全人口の二 方自治体所管制度(主に自営業者等対 府負担の医療制度(三六・三%)、地 マルセクターでは、 的な被用者保険制度(三%)、または 厚く保護され、民間企業の労働者は公 制度は、フォーマルセクターについて しか使えなかったので、居住地に住民 療保険制度を含む社会保険の企業への 二%)、若しくは企業負担(七・一%) 一五・三%は保険未適用となっていた。 この数値からみると、フォーマルセ 公務員、軍人、警察官(二○一三 貧困者に対する政

ものと考えられる。このような人々も相当数含まれているの一の医療保険未適用のグループには、

関係者の多くも二倍から三倍程度必要 があり、筆者が意見交換した国際機関 内の医療専門家からも不十分との意見 満は高いものがあった。また、貧困層 労働者負担分がなかったので、その不 での民間の労働者の医療保険制度では るものと考えられる。とくに、これま 険者の費用を事実上補助することにな 困層は月一万九二二五ルピアを政府負 等により、家族一人毎に月二万五五〇 与の一%の追加保険料となっている。 者四%、労働者一%)で、本人家族併 三%、労働者二%、 との見解である。 の保険料については、インドネシア国 フォーマルセクターが重く、 担とされている。保険料負担としては ○ルピアから五万九五○○ルピア、貧 自営業者等は入院可能な病室のレベル 労働者は給与の五% (公務員は使用者 終了後の時点で、フォーマルセクター せて五人まで保障し、六人目からは給 いる。軽減料率が適用される経過措置 で、保険料はグループ毎に定められて 新しい医療保険は、 民間労働者は使用 全国単一の制度 他の被保

に加入しているので、中小企業の加入に加入しているので、中小企業の加入を開医療機関で保険診療を引き受けることとしたものの数日で離引き受けることとしたものの数日で離別き受けることとしたものの数日で離別する病院も出る状況となっている。脱する病院も出る状況となっている。脱する病院も出る状況となっている。税する病院も出る状況となっている。税する病院も出る状況となっている。税する病院も出る状況となっている。

課題となっている。 立と医療サービス供給の確保が喫緊の適用促進等によるを含む保険財政の確

今後の課題

5

る企業が多数出てくることが予想され ターと称して保険適用を免れようとす を課しており、インフォーマルセク は、フォーマルセクターに高い保険料 懸念される。さらに、健康保険制度で 資への影響によっては雇用への影響も 規制の関係もあり、企業経営、 であり、かつ、厳しい有期契約、 請負規制もフォーマルセクター内規制 用を縮小させる可能性さえある。派遣・ な引き上げは労働集約産業を中心に雇 クター労働者に限定されており、 の低下は非常に緩やかなものである。 の経済成長にもかかわらず、その比率 合が非常に高く、しかも、このところ 市場は、インフォーマルセクターの割 しかしながら、インドネシアの労働 最低賃金の引き上げはフォーマルセ 、外国投 解雇 急激

野では、成長の成果を国民に配分し、こういったことを考えると、労働分

格差を縮小するために、フォーマル雇の増加、インフォーマルセクターへの転換促進がらフォーマルセクターへの転換促進がらフォーマルセクターへの転換促進がいる。フォーマルセクターへの流入をは、実施していくことが必要となってえ、実施していくことが必要となってえ、実施していくことが必要となってえ、実施していくことが必要となってき、この観点からの整合性の検討のうき、この観点からの整合性の検討のうき、この観点からの整合性の検討のうき、この観点からの整合性の検討のうき、この増加、インフォーマルを表して、労働保険適用強化からフォーマルを表している。

支援をよろしくお願い申し上げたい。支援をよろしくお願い申し上げたい。なが、可能な限り多くの国民がフォーるが、可能な限り多くの国民がフォーるが、可能な限り多くの国民がフォーるが、可能な限り多くの国民がフォーるが、可能な限り多くの国民がフォーを享受できる、均衡ある発展が望まれるところである。筆者も、その一助度の導入等さらに労働者を保護する政度の導入等さらに労働者を保護する政度の導入等さらに労働者を保護する政度の導入等さらに労働者を保護する政

.

1 インドネシアを含め各国の最低賃金額については、労働政策研究研機構ホームページ、http://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/databook/2013/05/p186_15-19.pdfを参照。

言われている。 (一部の自治体では、人口流入を抑制するため (2)一部の自治体では、人口流入を抑制するため (1)のでは、人口流入を抑制するため